

三次なんでもボランティアバンク登録に関する要領

三次市内で活動している非営利の自主的・主体的なボランティア機関・団体、NPO（民間非営利組織）などの取り組みを「ボランティア通信」（紙媒体）やホームページで広報しながら支援するために、三次市社会福祉協議会（三次市ボランティアセンター）は、「三次なんでもボランティアバンク」（以下「ボランティアバンク」）を開設し、「ボランティアバンク」への登録に関する要領をつぎの通り定めます。

● 掲載広報できる情報について

1. **ボランティアの募集** ボランティアを必要とする場合に、募集情報を掲載し広報します。
2. **ボランティアの提供** こんなボランティアができますといったお知らせを掲載し広報します。
3. **イベント・研修の広報** 団体・グループのイベントや研修の情報について、参加者募集を掲載し広報します。
4. **寄付します情報**の広報 寄付をしたい団体・グループの情報を掲載し広報します。
5. **寄付してください情報**の広報 団体・グループが求めている寄付募集の情報を掲載し広報します。

● 同意書

このボランティアバンクにおける団体登録を希望される団体は、以下の内容により、趣旨をご理解いただき、同意したうえで登録申請をするものとします。

● 登録の基準について

1. このボランティアバンクにおける市民活動団体の定義
市民の自主的な参加による自発的な活動で、営利を目的としない公益性を有する活動をする団体。
 - ある程度組織化された団体であること
 - 民間（非政府）の立場であること
 - 非営利（利益非配分）であること
 - 自立的運営であること
 - 公開であること
2. 主に三次市内において活動している団体であること
※全国的な規模で活動している団体については、三次支部がある等、三次市内で活動する組織があること。または、三次市内での活動実績があること。
3. 解散した団体や実質的な活動を行っていない団体は登録の対象外です。
4. 暴力団または暴力団の構成員もしくはその構成員の統制下にある団体、その他、法令、公序良俗等に違反する団体は、登録できません。
5. 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を教化育成することを主たる目的とする団体は、登録できません。

6. 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを主たる目的とする団体は、登録できません。
7. 特定の公職の候補者もしくは公職にある者、または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とする団体は登録できません。

● **個人情報について**

代表者・事務責任者の氏名等で個人情報に当たるもののホームページへの掲載については、団体として、当該本人の同意をとっておいて下さい。

● **情報の提供・掲載できない情報について**

ボランティアバンクに掲載することが適当でない情報について、管理者は、事前に通告することなく、掲載する情報を削除することができます。

1. 他人を誹謗、中傷又は差別するもの
2. 他人のプライバシーを侵害するもの
3. 著作権等の知的財産権を侵害するもの
4. 犯罪行為を誘発するようなもの
5. 広告、宣伝等、もっぱら営利目的のもの
6. 選挙運動等、もっぱら政治目的のもの
7. 布教等、もっぱら宗教目的のもの
8. 法令等に違反、もしくは違反するおそれのあるもの
9. わいせつ、残虐等、公序良俗に反するもの
10. その他、ボランティアバンクの利用目的に反するもの

三次なんでもボランティアバンク 掲載広報希望登録シート

団体名									
希望項目	1.ボランティアの募集			2.ボランティアの提供			3.イベント・研修		
	4.寄付します情報の広報			5.寄付してください情報					

※ 100 文字以内

【窓口処理】

受付日	受付者印	ホームページ登録完了
平成 年 月 日		平成 年 月 日